平成30年9月教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成30年9月28日(金) 午後2時00分から
- 2 場 所 教育プラザ 大会議室
- 3 出席者

教 育 長 野澤 朗 1番委員 德道 茂 2番委員 中野 敏明

3番委員 濱 祐子 4番委員 本間 倫子

(教育長及び委員以外の出席者)

教育次長 早川義裕、教育部長 柳澤祐人、教育総務課長 金子良仁、教育総務課参事 藤田賢一郎、教育総務課参事 山口 将、学校教育課長・高田幼稚園長 親跡久樹、社会教育課長 小池兼一郎、社会教育課参事 川上裕一、文化行政課長 中西 聰、スポーツ推進課長 田中秀明、スポーツ推進課参事 石澤克明、教育センター所長 歌川 孝、高田公園オーレンプラザ副館長 伊藤伸、高田図書館長 内藤祐子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 柴山弥松、青少年健全育成センター所長 山﨑光隆、歴史博物館長・小林古径記念美術館長 宮崎俊英、新水族博物館整備課長 大瀧紀夫

事務局 教育総務課副課長 塚田美和子、企画係長 加藤義浩、企画係主任 森 敦子

- 4 傍聴人 なし
- 5 会議に付議した事件

報告第 15 号 専決処分した事件の承認について(上越市教育委員会職員の人事異動)

報告第 16 号 専決処分した事件の承認について(上越市学校運営協議会委員の解任)

報告第 17 号 専決処分した事件の承認について(上越市社会教育委員の解任)

報告第 18 号 専決処分した事件の承認について(上越市立公民館運営審議会委員の解任)

報告第 19 号 専決処分した事件の承認について(上越市教育委員会職員の人事異動)

報告第 20 号 専決処分した事件の承認について(上越市学校運営協議会委員の任命)

議案第 57 号 上越市社会教育委員の委嘱について

議案第 58 号 上越市立公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第 59 号 上越市教育委員会職員の人事異動について

議案第 60 号 職員の処分について

教育長開会宣言 午後2時07分

会議録署名委員の指名 濱 祐子 委員

教育長

議案第60号について、上越市教育委員会会議規則第15条の規定により、非公開 としたいがよいか。

委 員

全委員同意

教 育 長

報告第 15 号から 20 号までの専決処分した事件の承認については関連があるので、一括して上程、説明を求める。なお、承認は1件ずつ行う。

教育総務課長

報告第15号から20号までは、専決処分した事件の承認についてである。

報告第 15 号については、平成 30 年 9 月 18 日に教育委員会職員の人事異動について内示があり、同日付けの異動であったことから、教育委員会に諮る時間的な余裕がなく、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、専決処分により人事発令を行ったものである。

対象職員は、9月18日に亡くなられた高田幼稚園園長の井澤文夫氏で、異動区分は退職である。

次に、報告第 16 号については、報告第 15 号で説明した井澤文夫高田幼稚園園長が上越市学校運営協議会委員であったことから、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、専決処分により解任したものである。解任の発令日は平成 30 年 9 月 18 日である。なお、後任の任命については、後ほど報告第 20 号で説明する。

次に、報告第 17 号については、報告第 15 号で説明した井澤文夫高田幼稚園園長が上越市社会教育委員であったことから、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、専決処分により解任したものである。解任の発令日は平成 30 年 9 月 18 日である。なお、後任の委嘱については、後ほど議案第 57 号でご審査いただく。

次に、報告第 18 号について、上越市立公民館運営審議会委員は、社会教育委員の委員をもって組織しており、今ほど説明した報告第 17 号と同様、井澤文夫高田幼稚園園長が上越市立公民館運営審議会委員であったことから、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、専決処分により解任したものである。解任の発令日は平成 30 年 9 月 18 日である。なお、後任の委嘱については、後ほど議案第 58 号でご審査いただく。

続いて、報告 19 号については、平成 30 年 9 月 21 日に教育委員会職員の人事異動について内示があり、9 月 25 日付けの異動であったことから、教育委員会に諮る時間的な余裕がなく、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、専決処分により人事発令を行ったものである。対象職員は、親跡久樹学校教育課長で、新たに高田幼稚園園長の職を兼職させるものである。

最後に、報告第 20 号については、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、報告第 16 号で説明した井澤文夫委員の後任として、新たに親跡久樹学校教育課長兼高田幼稚園園長を上越市学校運営協議会委員として専決処分により任命したものである。任命の発令日は平成 30 年 9 月 25 日で、任期は、前任者の残任期間である平成 31 年 3 月 31 日までである。

教 育 長

報告について意見、質問を求める。

中野委員

現職の園長の逝去ということで、非常に残念であった。

前園長は園児の中に入って丁寧に接していたと思う。今後は学校教育課長が高田 幼稚園長を兼職するということで、これまでのように十分な対応ができないのでは ないかと思うが、その中でも園児と関わる時間を最大限に作ってもらいたい。

また、学校教育課長の業務が過重になることが予想されるので、教育長を始めとした周囲のバックアップをお願いしたい。

教育長

年度の途中であり、後任の園長の任命が難しい中で、市長にも相談の上、この半年間は学校教育課長が兼職する辞令となった。学校教育課長が激務とならないようにバックアップしていきたい。

それでは、報告第15号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教育長

次に、報告第16号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教育長

次に、報告第17号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長

次に、報告第18号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教育長

次に、報告第19号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長

最後に、報告第20号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長

議案第57号上越市社会教育委員の委嘱について上程、説明を求める。

教育総務課長

議案第 57 号は、上越市社会教育委員条例第 2 条の規定に基づき、上越市社会教育委員の委嘱を行うものである。

このたびの委嘱は、報告第 17 号で説明した井澤文夫委員の後任として、新たに 親跡久樹学校教育課長兼高田幼稚園園長を上越市社会教育委員として委嘱するもの である。なお、任期は平成 30 年 10 月 1 日から、前委員の残任期間である平成 31 年 3 月 31 日までである。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

委 員

意見、質問なし

教育長

それでは、議案第57号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教育長

議案第 58 号上越市立公民館運営審議会委員の委嘱について上程、説明を求める。

教育総務課長

議案第 58 号は、上越市公民館条例第 7 条の規定に基づき、上越市立公民館運営 審議会委員の委嘱を行うものである。

上越市立公民館運営審議会委員は、社会教育委員の委員をもって組織することと していることから、先ほど説明した社会教育委員と同様、親跡久樹学校教育課長兼 高田幼稚園園長を委員として委嘱するものである。任期は、社会教育委員と同じく 平成30年10月1日から平成31年3月31日までである。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第58号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第59号上越市教育委員会職員の人事異動について上程、説明を求める。

教育総務課長 議案第 59 号は、平成 30 年 10 月 1 日付け上越市教育委員会職員の人事異動について、承認を求めるものである。

対象職員は、新水族博物館整備課に所属する 2 人で、人事異動に伴い、併任していた教育総務課の職を解除するものである。

新水族博物館整備課 水族博物館開館に伴って土木工事が完了したことと事務量が減ったことにより、 土木工事等を担当していた技師1人と事務職員1人が異動となる。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 59 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第60号職員の処分について上程、説明を求める。なお、ここからは冒頭のとおり非公開とする。

教育総務課長 (非公開)

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

(意見、質問内容非公開)

教 育 長 それでは、議案第60号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

閉会宣言 午後2時25分

平成 30 年 10 月 23 日

上越市教育委員会

教育長 野澤 朗

会議録署名委員 濱 祐 子